運営規程

通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設

槇 の 里

医療法人社団 白美会

介護老人保健施設 槇の里

運 営 規 程

< 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション >

第 1 章 総 則

(規程の目的)

第1条 この規程は、医療法人社団 白美会が、介護保険法第94条の規定に基づき開設 許可を受けた介護老人保健施設槇の里(以下「施設」という。)における通所リハ ビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション(以下「通所リハビリテー ション等」という。)について、その運営に関する事項を定め、効果的な施設運営 と通所者に対する適正な処遇を確保することを目的とする。

(施設の目的及び運営方針)

第2条 施設は、ケアプラン及び通所リハビリテーション計画・介護予防通所リハビリテーション計画(以下「通所リハビリテーション計画等」という。)に基づき、要介護、要支援状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

(施設の名称・所在地)

第3条 施設の名称は、介護老人保健施設槇の里 通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション

施設の所在地は、新潟県新潟市西蒲区巻甲4363

(利用定員等)

第4条 施設の通所リハビリテーション等の実施単位ごとの利用定員等は次のとおりとする。

1単位 利用定員(25名)

営業日及び営業時間 : 平日、土曜日、祝日 8:30~17:30

休 業 日 : 日曜日および1月1日・2日

(定員の遵守)

第5条 施設は、利用定員を超えて通所リハビリテーション等の提供を行ってはならない。

(通常の事業の実施地域)

第6条 施設が、通常の事業実施の対象とし、送迎を行う地域は次のとおりとする。 新潟市(西蒲区、西区、南区)

燕市、弥彦村

第 2 章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種及び員数)

第7条 施設は、通所リハビリテーション等に次の職員を置く。

(1) 管理者(医師・老健兼務) 1名

(2) 看護職員 1名以上

(3) 介護職員 3名以上

(4) 理学、作業療法士又は言語聴覚士 1名以上(常勤換算 0.2 以上)

(5) 支援相談員 (老健兼務) 1名

(6) 管理栄養士(老健兼務) 1名

(職務の内容)

- 第8条 前条に掲げる職種の職務内容は、次のとおりとし、職員の具体的な業務分担については別に定める。
 - (1) 管理者(医師・老健兼務) 理事会の決定する方針に従い、施設の運営管理を総括すること。 利用者の健康管理と保健衛生の指導及び医療の処置に適切な措置を講ずること。
 - (2) 看護職員 管理者及び医師の指示を受けて行う利用者の看護、保健衛生及び介護に関 すること。
 - (3) 介護職員 管理者の命を受けて行う利用者の日常生活全般にわたる介護に関すること。
 - (4) 理学、作業療法士又は言語聴覚士

管理者及び医師の指示を受けて行う利用者の機能訓練指導に関すること。

- (5) 支援相談員 管理者の命を受けて行う利用者の生活相談、指導に関すること。
- (6) 管理栄養士

管理者の命を受けて行なう利用者の栄養管理指導、献立の作成、栄養の計算、食品の管理及び調理指導に関すること。

(勤務体制の確保)

- 第9条 施設は、利用者に対して、適切な通所リハビリテーションサービス及び介護予防 通所リハビリテーションサービス(以下「通所リハビリテーションサービス等」 という。)を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければ ならない。
 - 2 施設は、当該施設の職員によって通所リハビリテーションサービス等を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
 - 3 施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

第 3 章 通所リハビリテーション等の開始及び終了

(内容及び手続の説明及び同意)

第10条 施設は、通所リハビリテーション等の提供に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について文書により利用申込者の同意を得るものとする。

(受給資格等の確認)

- 第11条 施設は、通所リハビリテーション等の提供を求められた場合は、その者の提示 する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定又は要支援認定の有無及 び要介護認定又は要支援認定の有効期間を確かめるものとする。
 - 2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認 定審査会意見に配慮して、通所リハビリテーション等を提供するように努める ものとする。

(サービスの提供)

第12条 施設は、その心身の状況若しくは病状により、施設において、診療に基づき実施される計画的な医学管理の下における理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを受ける必要があると認められる者を対象に、通所リハビリテーション等を提供するものとする。

(居宅介護支援事業者等との連携)

- 第13条 施設は、通所リハビリテーション等を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に 努めなければならない。
 - 2 施設は、通所リハビリテーション等の提供の終了に際しては、利用者又はその 家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者 に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と の密接な連携に努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

- 第14条 施設は、利用の際に要介護認定又は要支援認定を受けていない利用者について、 要介護認定又は要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請 が行われていない場合は、利用者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われ るよう必要な援助を行うものとする。
 - 2 施設は、要介護認定又は要支援認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定又は要支援認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(サービス提供の記録)

第15条 施設は、通所リハビリテーション等を提供した際は、提供年月日及び内容、介護保険法の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面等に記載するものとする。

(健康手帳への記載)

第16条 施設は、提供した通所リハビリテーション等に関し、利用者の健康手帳の医療 に係るページに必要な事項を記載するものとする。ただし健康手帳を有しない 者については、この限りではない。

第 4 章 通所リハビリテーション等の内容

(通所リハビリテーション計画・介護予防通所リハビリテーション計画の作成)

- 第17条 医師及び理学、作業療法士及び言語聴覚士、その他専ら通所リハビリテーション等の提供に当たる職員は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえリハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画(以下「通所リハビリテーション計画等」という。)を作成するものとする。
 - 2 職員は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画等に従った サービスの実施状況及びその評価をリハビリテーション記録に記載する。

(通所リハビリテーション等の取扱方針)

- 第18条 施設は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は介護予防に資する よう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 2 施設は、通所リハビリテーション等の提供に当たって、医師の指示及び前条に 規定する通所リハビリテーション計画等に基づき、利用者の心身の機能の回復 維持を図り、日常生活の自立に資するよう妥当適切に行うものとする。
 - 3 施設は、通所リハビリテーション等の提供に当たって、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、適切なサービスの提供を行う。特に痴呆の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整えるものとする。

(衛生管理等)

- 第19条 施設は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行うものとする。
 - 2 施設は、当該施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置 を講ずるよう努めるものとする。

第 5 章 利用料その他の費用

(利用料等の受領)

- 第20条 通所リハビリテーション等の利用料は、厚生労働大臣が定める告示上の基準額 とし、法定代理受領サービスの場合は、「介護保険負担割合証」に記載された利 用者負担割合の額とする。ただし、利用者が利用料等の減免の認定を受けてい る時は、その認定に基づく支払を受けるものとする。
 - 2 施設は、前項に定めるもののほか、保険対象外費用については、別表利用料金 表により支払いを受ける。
 - 3 施設は、前2項に掲げる費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ、利用者 又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支払 いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を得るものとする。
 - 4 前項に掲げる額を変更するときは、あらかじめ、入所者又は家族に対して変更について、文書により説明し、同意を得るものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第21条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない通所リハビリテーション等に係る 費用の支払を受けた場合は、その提供した通所リハビリテーション等の内容、 費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者 に対して交付するものとする。

第 6 章 サービス利用に当たっての留意事項

(留意事項)

- 第22条 利用者は、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 利用に当たっては、通所リハビリテーション計画等に基づいて利用し、職員の 指導に従い、規律を守り相互の友愛と親和を保ち、心身の安定を図るよう努め ること。
 - (2) 他の利用者に迷惑をかけず、相互の融和を図るよう努めること。
 - (3) 施設の清潔、整頓その他環境衛生の保持のために協力すること。
 - (4) 建物、備品及び貸与物品は大切に取り扱うよう努めること。
 - (5) 火災予防上、次の点については特に注意を払い、火災予防に協力すること。 ア 施設内は禁煙とする。

- イ 発火の恐れのある物品は、施設内に持ち込まないこと。
- ウ 火災防止上、危険を感じた場合は、直ちに職員に連絡すること。

(身上変更の届出)

第23条 利用者は、身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに管理者に 届出なければならない。

第 7 章 非常災害対策

(非常災害対策)

第24条 管理者は、災害防止と利用者の安全を図るため、別に定める防災に関する規程 に基づき、防火管理者及び消防計画を定め、常に利用者の安全確保に努めると ともに、非常災害に備えるため、所轄消防機関と連絡を密にして、定期的に避 難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

第 8 章 その他施設運営に関する重要事項

(掲示)

第25条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持等)

- 第26条 施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の 秘密を漏らしてはならない。
 - 2 施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 施設は、居宅介護支援事業者に対して、利用者に関する情報を提供する際には、 あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。

(苦情処理)

- 第27条 施設は、その提供した通所リハビリテーション等に関する利用者からの苦情に 迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置し、別紙 「利用者からの苦情を処理するために講じる措置の概要」に基づいて措置する ものとする。
 - 2 施設は、その提供した通所リハビリテーション等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 施設は、その提供した通所リハビリテーション等に関する利用者からの苦情に 関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険 団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要 な改善を行うものとする。

主な連絡先 槇の里

窓口責任者 管理者、支援相談員

受付時間 9:00~17:00

上記以外は他の職員が対応

電話(0256-72-0331)

面接(当施設1階受付) 苦情箱(各階に設置)

その他相談窓口

- 新潟県国民健康保険連合会電話(025-285-3022)
- 新潟市役所電話(025-226-1273)

(地域との連携)

第28条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及 び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(緊急時の対応)

第29条 職員は、現に通所リハビリテーション等の提供を行っているときに利用者の病状に、急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医師及び管理者に指示を仰ぎ必要な措置を講ずるとともに、必要に応じ主治の医師へ対し連絡を行うものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

- 第30条 施設は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付 してその旨を市町村に通知するものとする。
 - 2 正当な理由なしに通所リハビリテーションサービス等の利用に関する指示に従 わないことにより、要介護状態又は要支援状態の程度を増進させたと認められ るとき。
 - 3 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(記録の整備)

- 第31条 施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。
 - 2 施設は、利用者に対する通所リハビリテーション等の提供に関する次の各号に 掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
 - ① 通所リハビリテーション計画等
 - ② 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - ③ 市町村への通知に係る記録
 - ④ 苦情の内容等の記録
 - ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(虐待の防止の為の措置に関する事項)

- 第32条 事業所(施設)は、虐待の発生またはその再発を防止する為、次の措置を講ずる。
 - (1) 虐待の防止の為の対策を検討する委員会を年2回以上定期的に開催し、その 結果について職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止の為の指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、虐待の防止の為の研修を年2回以上定期的に実施する。
 - (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施する為の担当者を置く。

(補則)

第33条 この規程に定めるもののほか、介護保険法、介護保険法施行令等関係各法令を 遵守し、さらに必要な事項については別に定める。

附則

この規程は、平成17年10月10日から施行する。

変更日 平成18年4月1日

変更日 平成18年7月1日

変更日 平成25年5月1日

変更日 平成27年4月1日

変更日 平成27年8月1日

変更日 平成27年8月1日

変更日 平成29年6月1日

変更日 2019年10月1日

変更日 2020年12月1日

変更日 2021年 4月1日

変更日 2021年 8月1日

変更日 2024年 2月1日